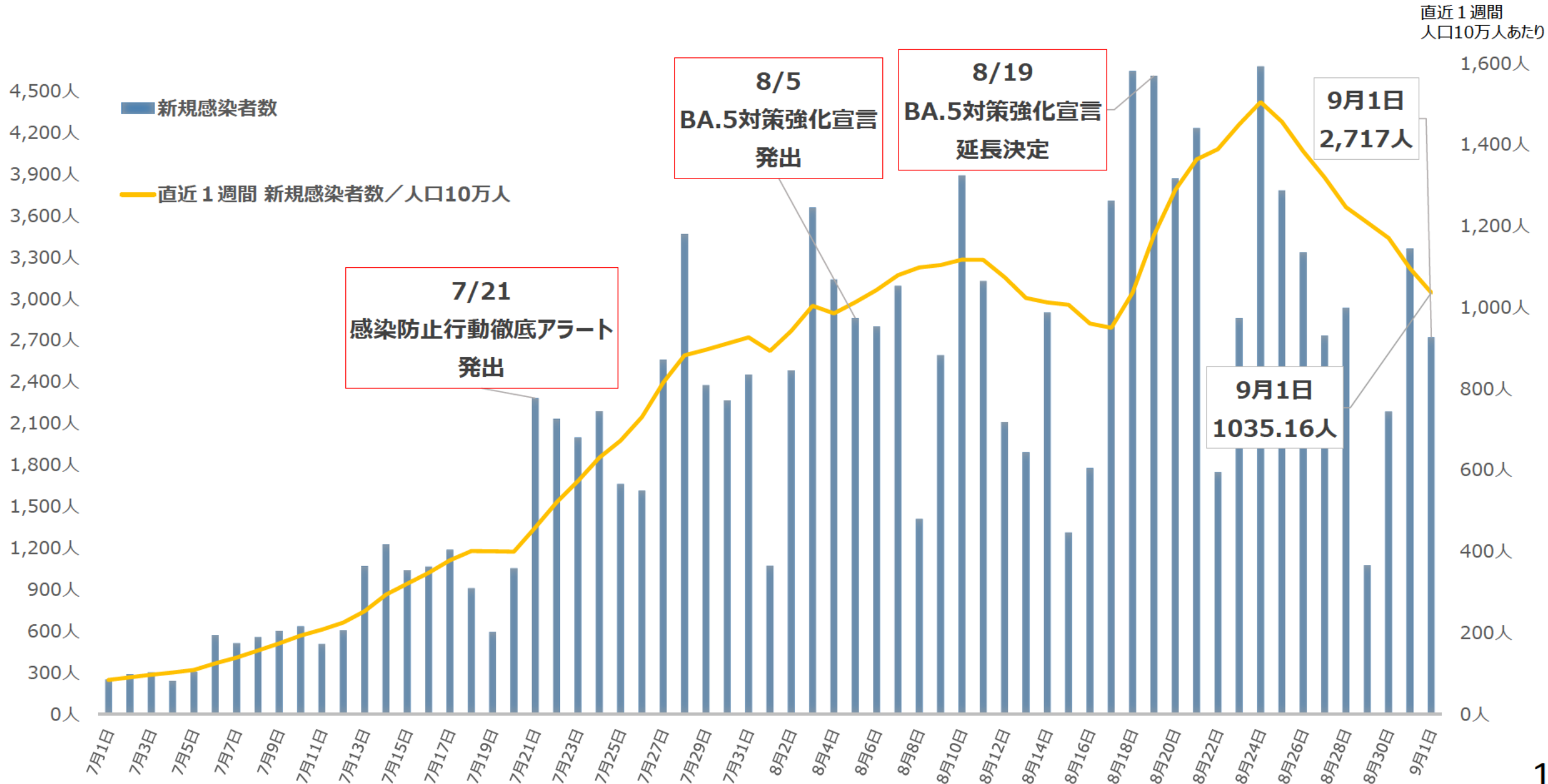


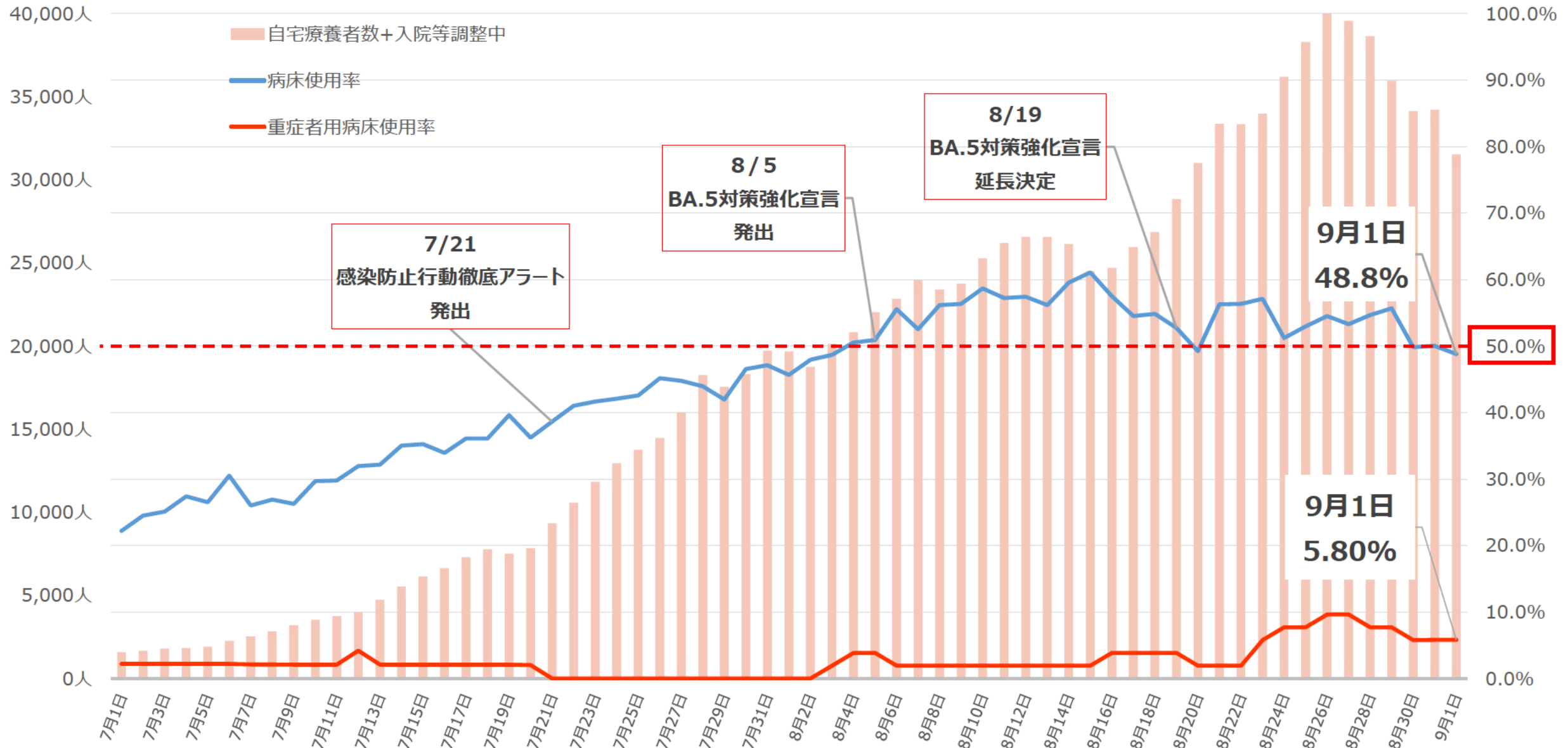
三重県における新規感染者数等の推移

R4.7.1~R4.9.1



三重県における病床使用率・自宅療養者数等

R4.7.1~R4.9.1



三重県

BA.5 対策強化宣言

令和4年9月11日(日)まで延長

高齢者等に感染を拡げない

高齢者自身、若い世代も含む周囲の方も
感染防止対策を徹底

明日(9月2日)、県対策本部員会議にて正式決定

発生届の限定（緊急避難措置）の実施について

発生届の限定（緊急避難措置）の実施に関する県の考え方

- 医療機関や保健所の負担を軽減し、
真に医療が必要な方に確実に医療を提供できるよう、
緊急避難措置として、
発生届を重症化リスクのある方に限定
- 制度変更に伴い、
医療現場などに混乱が生じることがなく、 また、
患者が適切な医療を継続して受けることができるよう、
対応策をあらかじめ講じる

発生届の限定（緊急避難措置）の実施について

実施前

- ・ 医療機関等で診断を受けた場合、全ての患者を発生届（HER-SYS）にて把握。
- ・ 患者対応について、保健所から重症化リスク高い方には電話で、重症化リスクが低い方にはSMS（ショートメッセージサービス）で初回連絡を行う。



実施後

医療機関等で診断を受けた場合、次のとおり患者情報を把握

- ・ **重症化リスクが高い患者**
 - ⇒ **発生届（HER-SYS）を医療機関から保健所へ提出**
保健所から電話で初回連絡
- ・ **発生届が提出されない方（上記以外の方）**
 - ⇒ **県ホームページなどで療養上の注意を確認の上、療養**
（患者情報は県独自システムにて把握）